

J A M 政策NEWS

2025年4月16日 第2025-10号

【発行】J A M

【発行責任者】中井寛哉

【編集】総合政策グループ

TEL : 03-5860-6150

E-Mail : seisaku@jam-union.jp

「下請法改正法案」の審議が始まりました

J A Mでは早期施行をめざし、要請活動を行なっています

4月11日の衆議院本会議において、政府提出の「下請法・下請振興法改正法案」の趣旨説明が行なわれました。

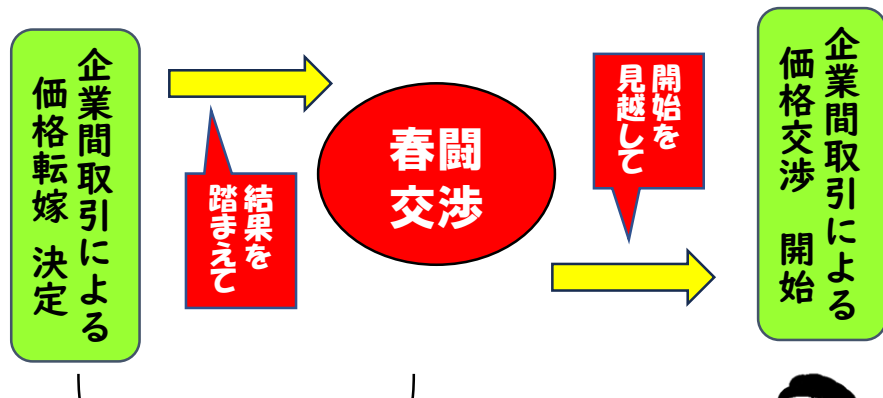
同法案には、①協議を適切に行なわない代金額の決定の禁止、②手形払いの禁止、③運送委託（発荷主から運送事業者に対して物品運送を委託する取引）が対象取引へ追加、④適用基準に従業員数基準の追加等が盛り込まれています。

趣旨説明を受けて小山展弘衆議院議員（立憲民主党）が質問に立ち「中小企業憲章こそ、中小企業政策の原点であるべきだ」と述べ「安倍政権以降、中小企業憲章に沿った政策があまりなされず、不当な取引慣習を改めることや価格転嫁の取り組みが遅れたのではないか。」と問い、武藤経産大臣は「中小企業

憲章にある公正な市場環境を整えるとの方向性に沿った取り組みを展開してきたが、長年にわたり続いてきた商慣行を変えようとする取り組みで、継続により徐々に効果が出てきていると認識している。さらに、下請法の改正を着実に行ない周知していくことで、中小企業がその力を思う存分発揮できるよう全力で取り組んでいきたい。」と答えました。

また、小山議員は「改正法が来年1月からの春闘に役割を発揮するために、施行日を例えば2026年1月1日などとし、法案審議の段階で明確にすべきではないか。」と述べ、伊東内閣府特命担当大臣は「政令、規則、運用基準などを整備し周知していく必要もあり、適切な施行期日を判断し、速やかな施行に向けて尽力していきたい。」と答弁しました。

【価格転嫁の賃上げ交渉への反映（イメージ）】



春闘交渉前に改正法が施行され、価格転嫁の結果を踏まえて春闘交渉に臨めることが望ましい



中小企業をはじめとする各企業が賃上げ原資を確保するためには、適正な取引環境の整備をすすめ、価格転嫁を定着させることが重要です。そのためには同法案の早期成立・早期施行が望まれます。2026年春季生活闘争前に改正法が施行され、賃上げ交渉へ波及されるよう、J A Mでは引き続き早期施行をめざし、党や議員への要請を通して審議の状況を確認してまいります。